

一般競争入札による  
市有地売払案内書



令和7年9月実施

厚 木 市

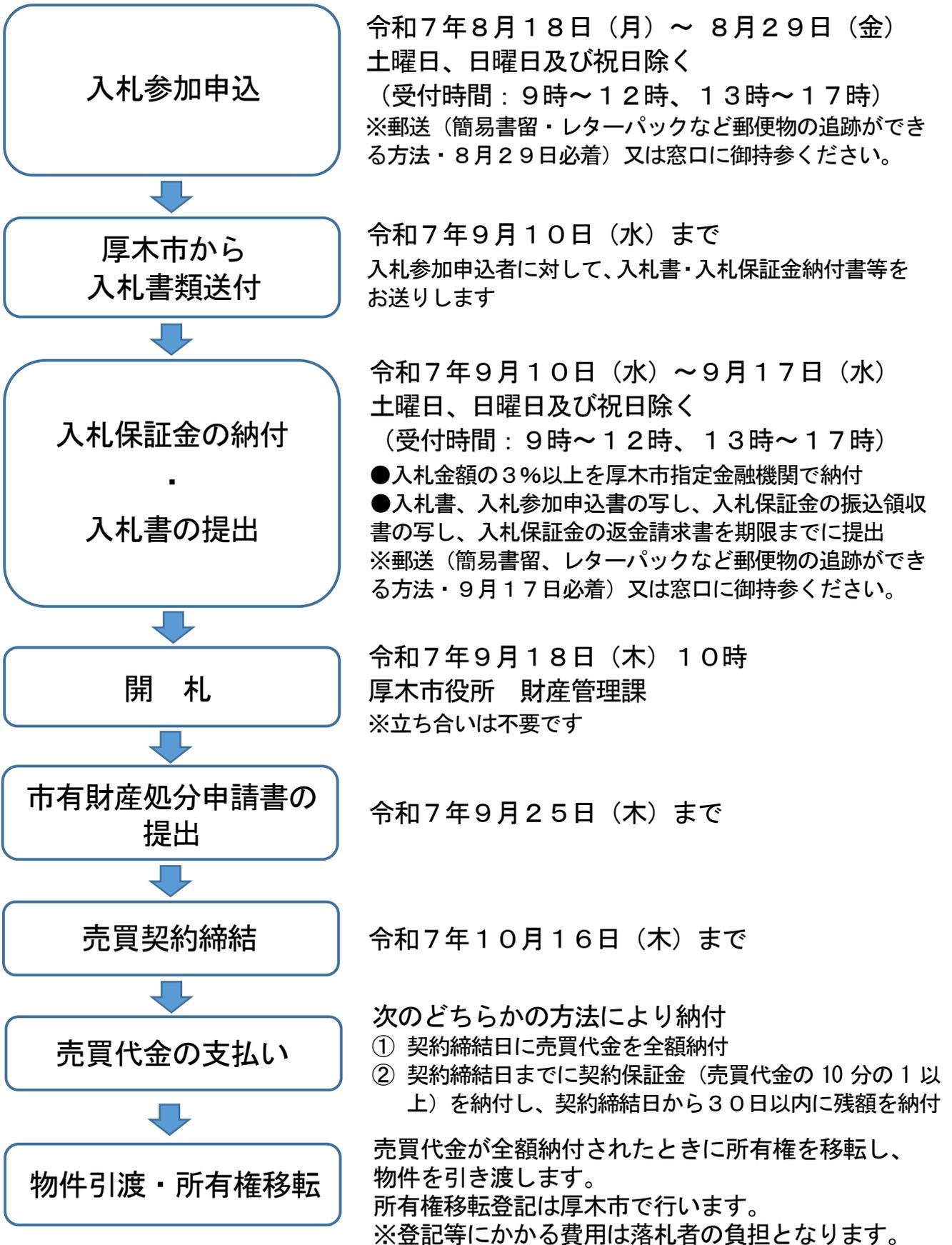
財務部財産管理課

# 目次

1	入札物件	1
2	入札参加資格	1
3	入札参加申込	1
4	資料の閲覧	2
5	厚木市からの書類送付	2
6	入札	3
7	入札の無効	4
8	落札者の決定	4
9	入札結果の公表	4
10	契約の締結	5
11	売買代金の支払方法	5
12	所有権移転等	5
13	契約条件	5
14	その他注意事項等	6
	物件案内図・物件調書	8
	郵送又は窓口を持参することによる入札手続について	14

# 一般競争入札による市有地売払の流れ（概要）

入札に参加するには、事前に入札参加申込みが必要です。この市有地売払案内書をよく読んでうえで、お申込みください。



## 1 入札物件

物件番号	財産名称/所在地	面積	用途地域等	最低売却価格
1	金田字伊藤海道用地 1 / 金田字伊藤海道 832 番 5	116.47 m <sup>2</sup>	第一種住居地域	17,360,680 円
2	金田字伊藤海道用地 2 / 金田字伊藤海道 832 番 7	124.02 m <sup>2</sup>	第一種住居地域	16,870,000 円

## 2 入札参加資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (3) 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）第 2 条第 2 号から第 5 号の規定に該当する者
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実がある者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者
- (6) 市税等に滞納がある者

## 3 入札参加申込

### (1) 受付期間

令和 7 年 8 月 18 日（月）～ 令和 7 年 8 月 29 日（金）

土曜日、日曜日及び祝日除く

（受付時間：9 時～12 時、13 時～17 時）

### (2) 受付場所

〒243-8511

神奈川県厚木市中町三丁目 17 番 17 号

厚木市役所 本庁舎 3 階 財産管理課

### (3) 申込方法

郵送（簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法・8 月 29 日必着）

又は窓口へ持参

### (4) 申込みに必要な書類

ア 一般競争入札参加申込書 様式 1

※複数の物件に申込み希望の方は、1 枚の参加申込書で、申し込む物件番号の入札参加に○を付けてください。イ～エの書類は各 1 通で構いません。

- イ 住民票（マイナンバーの記載がないもの）（個人のみ）  
（法人の場合は履歴事項全部証明書）（1通）
- ウ 誓約書 **様式2** ※法人の場合は様式2別紙も記入し提出してください。
- エ 市税納付状況確認同意書 **様式3** （申込者の住所が厚木市以外の場合は、  
所在の市町村で取得した「滞納（未納）のないことの証明書」）

(5) 申込みに当たっての留意事項

- ア 申込に必要な書類は郵送（簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法）又は直接窓口に御持参ください。御持参の場合は事前に来庁日時を御連絡ください。
- イ 住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）は、発行後3か月以内のものに限ります。なお、提出された書類等は返却いたしませんので、御了承ください。

#### 4 資料の閲覧

全部事項証明書、公図、地積測量図、供給処理施設の状況等についての資料を閲覧することができます。

(1) 閲覧期間

令和7年7月14日（月）～令和7年9月17日（水）

土曜日、日曜日及び祝日除く

（閲覧時間：9時～12時、13時～17時）

(2) 閲覧方法

閲覧を希望する方は、前日までに財産管理課へ連絡のうえ、日程を調整してください。

(3) 閲覧場所

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号

厚木市役所 本庁舎3階 財産管理課

(4) 注意事項

- ア 資料は入札物件を検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は、現状を優先します。
- イ 資料の貸与及びコピーはできません。

#### 5 厚木市から書類送付

入札参加資格審査確認後、厚木市から次の書類をお送りします。

- (1) 入札書
- (2) 一般競争入札参加申込書（收受後の写し）
- (3) 入札保証金納付書

(4) 入札保証金返還の請求書

※9月10日(水)までに書類が届かない場合は、厚木市役所財産管理課(電話 046-225-2089)までご連絡ください。

## 6 入札

(1) 入札書提出期間

令和7年9月10日(水)～令和7年9月17日(水)

土曜日、日曜日及び祝日除く

(受付時間：9時～12時、13時～17時)

(2) 入札書提出方法

郵送(簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法・9月17日必着)

又は窓口に持参

(3) 開札日時

令和7年9月18日(木)10時 ※立ち合いは不要です。

(4) 開札場所

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号

厚木市役所 本庁舎3階 財産管理課

(5) 入札に必要な書類

ア 入札書

イ (厚木市から送付した)一般競争入札参加申込書(収受後の写し)

ウ 入札保証金の領収書の写し ※原本は提出しないでください

エ 入札保証金返還の請求書

※複数の物件に入札される方は、物件ごとにア～エの書類を提出してください。

(6) 入札に当たっての留意事項

ア 入札書は指定された日時までに、厚木市役所財産管理課へ提出してください。

イ 入札書右上の日付記入欄については、実際に入札書を作成した日付を記載してください。

ウ 入札書については、郵送又は窓口に持参することにより提出してください。郵送する場合は、封筒の表面に「入札書在中」の旨を表示するとともに、必要な事項を記入の上、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法により入札書受付期間内に到達するよう郵送してください。また、窓口に持参することにより提出する場合、封筒の表面に「入札書在中」の旨を表示するとともに、必要な事項を記入し、入札書受付期間内に窓口に持参してください(詳しくはP14「郵送又は窓口に持参することによる入札手続について」を確認してください)。

入札書受付期間までに到着しない場合は、不参加とみなします。

エ 入札保証金は、入札金額の100分の3以上(円未満切上げ)の金額とし、厚木市が指定する方法により事前に納付してください。最低売却価格の100分の3以上ではありません。

オ 入札保証金は、入札終了後、入札者が指定する金融機関の口座へ振り込む方法で還付します。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当します。なお、入札保証金には利息を付しません。また、還付には3週間程度かかります。

カ 入札参加を辞退する場合は、事前に連絡の上、開札日時までに辞退届を提出してください。

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札保証金の納付がない者又は入札保証金が入札金額の100分の3に満たない者が行った入札
- (3) 同一の物件に2通以上の入札書を提出した入札
- (4) 同一物件について他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札（共有名義の場合を除きます。）
- (5) 入札書に記入がない又は入札書に記入した内容が不明確な入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 入札書が所定の日時（令和7年9月17日（水）17時）までに到着しない入札
- (8) 不正な行為を行った入札
- (9) その他本書に記載する条件に違反した入札

## 8 落札者の決定

- (1) 開札の結果、最低売却価格以上の最高価格の入札者を落札者と決定します。
- (2) 同一の最高価格が2者以上から提出された場合は、くじ引きにより落札者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。また、くじ引きは入札事務に関係のない職員が引くこととなります。
- (3) 再度入札は行いません。

## 9 入札結果の公表

入札結果は、落札者名、落札金額及び入札者数を厚木市ホームページにて公開します。ただし、落札者が個人の場合は、落札者名は非公開とします。

## 10 契約の締結

- (1) 落札者は、市有財産処分申請書を令和7年9月25日（木）までに提出してください。審査後、市から市有財産処分決定通知書をお送りします。
- (2) **令和7年10月16日（木）までに売買契約の締結を行います。**期限までに契約を締結されない場合は、入札は無効となり、入札保証金は厚木市に帰属することになります。

## 11 売買代金の支払方法

売買代金の支払は、次の2通りの方法があります。落札後にいずれの方法によるかは確認させていただきます。

- (1) 売買代金の全額を一括で納付する方法

売買契約締結の同日かつ契約締結前までに納付してください。入札の際に納付された入札保証金を売買代金に充当しますので、売買代金と入札保証金の差額を納付してください。

- (2) 契約保証金を納付する方法

### ア 契約保証金の納付

契約締結までに契約保証金として売買代金の10分の1以上（円未満切上げ）の金額を納付してください。なお、入札の際に納付された入札保証金を契約保証金の一部に充当しますので、契約保証金と入札保証金の差額を納付してください。厚木市が納付を確認できたときに契約を締結します。

### イ 売買代金の納付

契約保証金を売買代金の一部に充当します。売買代金と契約保証金の差額を、契約締結日から30日以内に納付してください。期日までに売買代金が納付されなかった場合、契約保証金は厚木市に帰属することになります。

## 12 所有権移転等

- (1) 売買代金を完納したときに落札者へ所有権の移転があったものとし、**売買物件を現況有姿で引渡すもの**とします。
- (2) 所有権移転の登記は、売買物件の引渡し後、厚木市が行います。

## 13 契約条件（別添の契約書を参照してください。）

- (1) 売買契約書（厚木市保管用のもの1部）に添付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (2) 所有権移転の日から10年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項

に規定する性風俗関連特殊営業を行うこと、並びにこれらの用に供することとなる土地の貸付及びその他の権利の設定はできないものとします。

- (3) 所有権移転の日から 10 年間は、厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供すること、並びにこれらの用に供することとなる土地の貸付及びその他の権利の設定はできないものとします。
- (4) 所有権移転の日から 5 年間は、敷地全体で土地利用計画を行い、厚木市住みよいまちづくり条例（平成 15 年厚木市条例第 6 号）第 3 条第 3 号に定める特定開発事業を行う場合は、一体として承認を受けるものとします。
- (5) 造成工事等を行う場合は、厚木市内に本店の事業所登録のある者を工事施工業者とするよう努めるものとします。
- (6) 落札者が、(2)から(4)のいずれかの条件に違反したときは、違約金として売買代金の 10 分の 1 に相当する金額を厚木市に支払っていただきます。また、契約書に定める義務を履行しないときは、契約を解除することがあります。

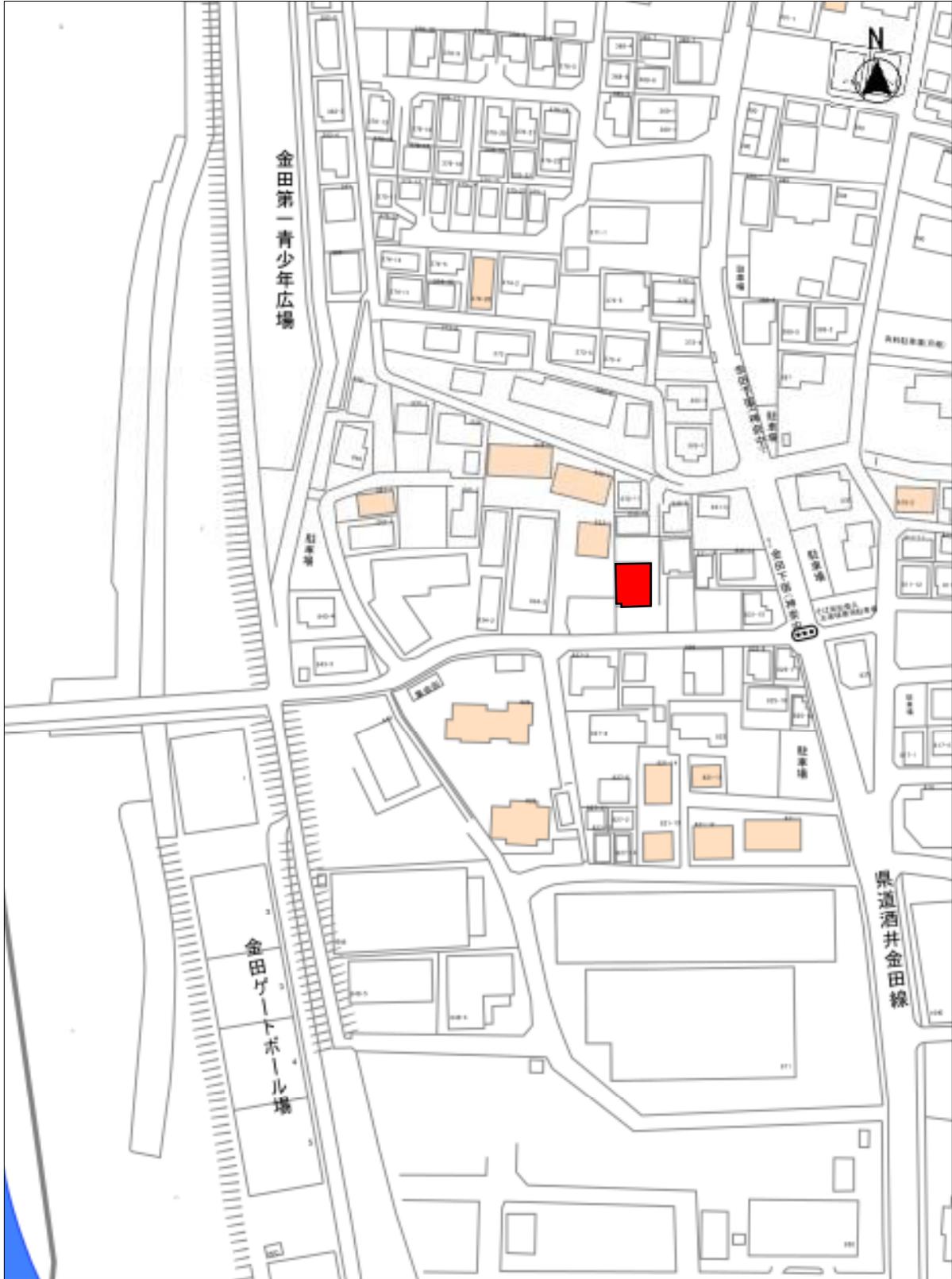
#### 14 その他注意事項等

- (1) 売買物件の引き渡しは、現状有姿のまま行いますので、土地の現況や電柱、支線、街灯、ごみ集積所、その他の施設の位置等を必ず現地ですべて確認してください。
- (2) 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。
- (3) 案内図及び物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、全てを正確に表したものではありません。必ずご自身で現地及び諸規制について確認を行ってください。なお、現況と異なる場合は現況を優先いたします。
- (4) 上下水道及びガス等の設備の利用に当たっては、各供給処理機関と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、厚木市は対応いたしません。
- (5) 物件によっては、上下水道及びガス等の設備が敷設されていますが、これら設備について、経年劣化による影響は確認しておりません。これら設備の補修、移設、改修、撤去及びその費用負担等について、厚木市は対応いたしません。
- (6) 物件の敷地内（地中を含む）にゴミ・ガラ・砕石・切株・従前建物の一部等が存在する場合があります。これらの撤去及びその費用負担等について、厚木市は対応いたしません。
- (7) 物件によっては、フェンス、塀、柵、擁壁等の工作物が設置されている場合がありますが、経年劣化による影響は確認しておりません。これらの補修、移設、改修、撤去及びその費用負担等について、厚木市は対応いたしません。

- (8) 設置されている工作物について、設置時の図面等はありません。
- (9) 物件又は隣接地の樹木、塀、擁壁等の工作物及び上下水道、ガス等の設備について、地上又は地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・改修及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、厚木市は対応いたしません。
- (10) 物件調書に特段の記載のない限り、地下埋設物、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。
- (11) 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ごみ集積所、道路設置物（ガードレール等）、及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問い合わせください。
- (12) 物件を利用することについては、公序良俗に反することなく、開発行為や建築行為にあつては、都市計画法、建築基準法等及び県又は市の条例等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。また、当該地域の建築協定がある場合は遵守していただきます。

# 物件案内図

物件番号 1 厚木市金田字伊藤海道832番5



## 物 件 調 書

物件番号	1	所在地	厚木市金田字伊藤海道 832 番 5		
面積	【実測】 116.47 m <sup>2</sup>	【公簿】 116.47 m <sup>2</sup>	地目	登記：宅地	
接道道路の状況	南側 市道 2-28 号（金田妻田線） 幅員約 4.2m（拡幅後約 12.2m）		私道負担	なし	
法令等の制限	都市計画	市街化区域	用途地域	第一種住居地域	
	建ぺい率	60%		容積率	200%
	その他の地区	厚木市景観計画区域（厚木市全域）、居住誘導区域（立地適正化計画）			
	その他の法規制	準防火地域			
供給処理施設の状況	施設の種類の種類		状況		照会先及び電話番号
	上水道	有	敷地内引込管あり		神奈川県厚木水道営業所 046 (224) 1111 (代)
	下水道	有	敷地内引込管あり		厚木市河川下水道総務課 046 (225) 2361
	都市ガス	無	—		厚木ガス（株） 046 (228) 3211 (代)
	電気	可	—		東京電力パワーグリッド（株） 0120 (995) 007
交通機関	小田急小田原線「本厚木駅」から約 2.3 km（直線距離） 最寄りのバス停「金田下宿」から約 100m（道路距離）				
特記事項	<p>① 宅地分譲として開発した用地の一部となります。</p> <p>② 敷地南西側に、ごみ集積所用地が隣接しております。</p> <p>③ 西側敷地内及び 832 番 7 との境にコンクリートブロックが設置されております。</p> <p>④ 敷地南側の簡易舗装の用地は道路拡幅予定地です。</p> <p>⑤ 敷地内単管柵、看板、防草シートを含めた現況有姿での引渡しとなります。</p> <p>⑥ 隣地との境にブロックや柵が設置されていますが、境界を明示したものではありません。必ず物件を確認してください。</p> <p>⑦ 地中埋設物及び地盤調査は行っておりません。物件の引渡し後に不測の損害が生じた場合も、本市は一切の責任を負いません。</p> <p>⑧ 既存工作物の撤去・処分及びその費用について、市では対応いたしません。</p> <p>⑨ 物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、近隣住民等との調整等が生じた場合についても、全て落札者において対応して頂きます。</p> <p>⑩ 一定の開発行為、建築行為を行う場合は許可が必要になります。</p> <p>⑪ 当該地は洪水浸水想定区域に該当しています。</p> <p>⑫ 埋蔵文化財包蔵地に該当していますので、必ず次の担当課に確認願います。【担当課】厚木市文化魅力創造課 046 (225) 2509</p>				

※地積測量図等は閲覧できます。閲覧を希望される場合は、事前に  
財産管理課に連絡のうえ来庁してください。

【窓口】厚木市財務部財産管理課

厚木市中町三丁目17番17号 厚木市役所本庁舎3階

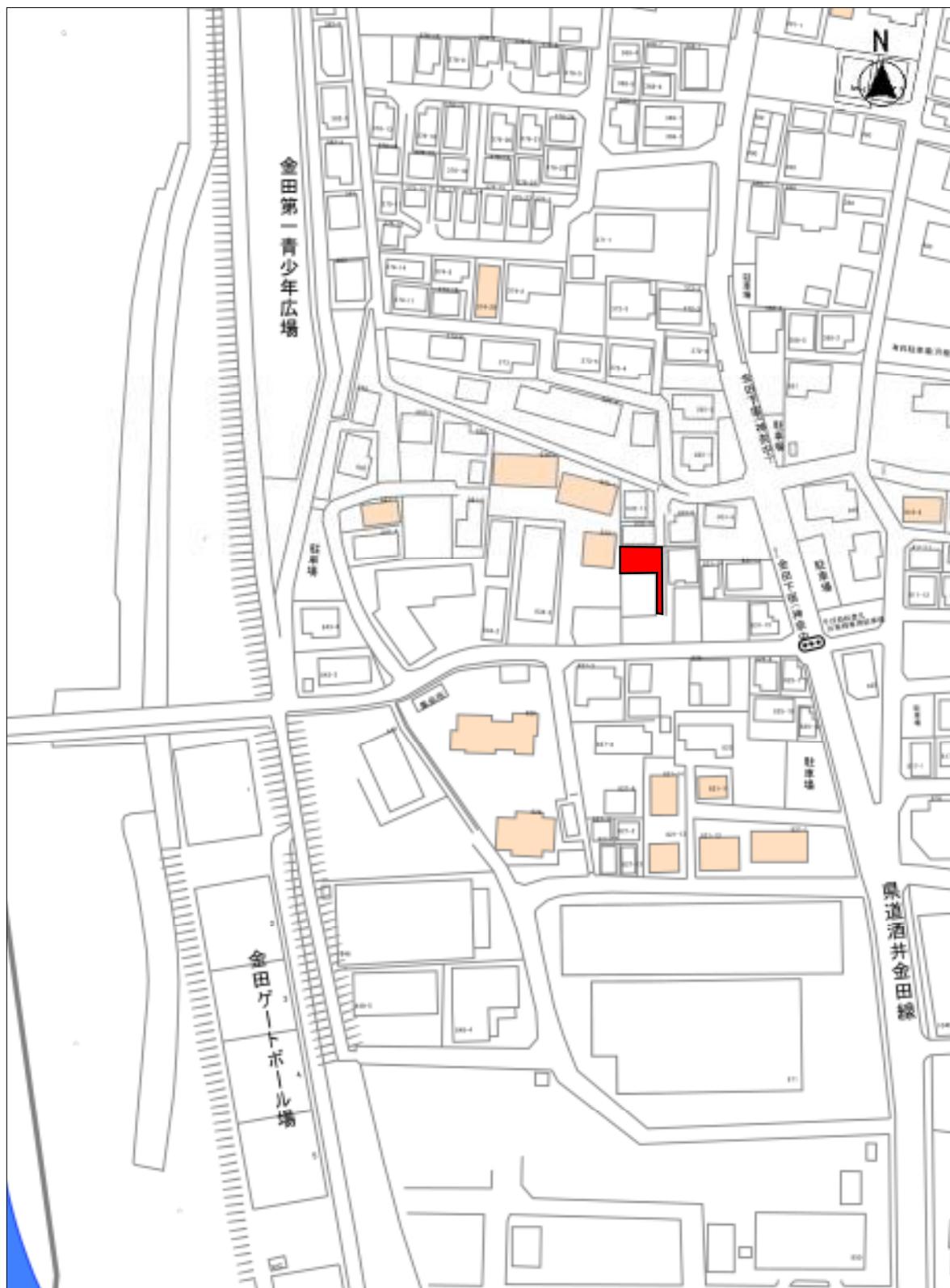
電 話 046-225-2089

受付時間 9時～12時、13時～17時

(土曜日、日曜・祝日及び年末年始を除く。)

# 物件案内図

物件番号 2 厚木市金田字伊藤海道832番7



## 物 件 調 書

物件番号	2	所在地	厚木市金田字伊藤海道 832 番 7		
面積	【実測】 124.02 m <sup>2</sup>	【公簿】 124.02 m <sup>2</sup>	地目	登記：宅地	
接道道路の状況	南側 市道 2-28 号（金田妻田線） 幅員約 4.2m（拡幅後約 12.2m）		私道負担	なし	
法令等の制限	都市計画	市街化区域	用途地域	第一種住居地域	
	建ぺい率	60%		容積率	200%
	その他の地区	厚木市景観計画区域（厚木市全域）、居住誘導区域（立地適正化計画）			
	その他の法規制	準防火地域			
供給処理施設の状況	施設の種類		状 況		照会先及び電話番号
	上水道	有	敷地内引込管あり		神奈川県厚木水道営業所 046 (224) 1111 (代)
	下水道	有	敷地内引込管あり		厚木市河川下水道総務課 046 (225) 2361
	都市ガス	無	—		厚木ガス（株） 046 (228) 3211 (代)
	電気	可	—		東京電力パワーグリッド（株） 0120 (995) 007
交通機関	小田急小田原線「本厚木駅」から約 2.3 km（直線距離） 最寄りのバス停「金田下宿」から約 100m（道路距離）				
特記事項	<p>① 宅地分譲として開発した用地の一部となります。</p> <p>② 北側、西側敷地内及び 832 番 5 との境にコンクリートブロックが設置されております。</p> <p>③ 敷地東側（幅 90 cm）は排水用地となっており、別の所有者となりますが、コンクリートブロック等は設置されておられません。</p> <p>④ 敷地南側の簡易舗装の用地は道路拡幅予定地です。</p> <p>⑤ 敷地内単管柵、看板、防草シートを含めた現況有姿での引渡しとなります。</p> <p>⑥ 隣地との境にブロックや柵が設置されていますが、境界を明示したものではありません。必ず物件を確認してください。</p> <p>⑦ 地中埋設物及び地盤調査は行っておりません。物件の引渡し後に不測の損害が生じた場合も、本市は一切の責任を負いません。</p> <p>⑧ 既存工作物の撤去・処分及びその費用について、市では対応いたしません。</p> <p>⑨ 物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、近隣住民等との調整等が生じた場合についても、全て落札者において対応して頂きます。</p> <p>⑩ 一定の開発行為、建築行為を行う場合は許可が必要になります。</p> <p>⑪ 当該地は洪水浸水想定区域に該当しています。</p> <p>⑫ 埋蔵文化財包蔵地に該当していますので、必ず次の担当課に確認願います。【担当課】厚木市文化魅力創造課 046 (225) 2509</p>				

※地積測量図等は閲覧できます。閲覧を希望される場合は、事前に  
財産管理課に連絡のうえ来庁してください。

【窓口】厚木市財務部財産管理課

厚木市中町三丁目17番17号 厚木市役所本庁舎3階

電 話 046-225-2089

受付時間 9時～12時、13時～17時

(土曜日、日曜・祝日及び年末年始を除く。)

## 郵送又は窓口を持参することによる入札手続について

入札参加者は、封筒の表面に入札書在中の旨を表示するとともに、図のように記入し、案内書に記載してある入札書受付期間に提出してください。なお、郵送による場合、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、指定日時までに到達するように郵送してください。

外封筒 <<表>>

<p><u>〒243-8511</u> 厚木市中町三丁目17番17号</p> <p><u>厚木市役所</u> <u>財務部 財産管理課 宛</u></p> <p style="text-align: right;">入札書在中</p>
---

内封筒 <<表>>

<p>入札書在中</p> <p>入札案件名 <u>一般競争入札による市有地売払 物件番号●</u></p> <p>入札参加者所在地 _____</p> <p>入札参加者名 _____</p>
---

<<裏>>

印	印
---	---

問合せ

〒243-8511

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号

厚木市 財務部 財産管理課

電話 046 (225) 2089